

証券コード 9702

平成28年3月10日

## 株主各位

東京都品川区大崎五丁目1番11号

**株式会社アイ・エス・ピー**

代表取締役社長 若尾逸雄

## 第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月29日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

### 記

1. 日 時 平成28年3月30日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都品川区大崎五丁目1番11号  
当社本店3階会議室

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項  
報告事項

1. 第46期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第46期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件                        |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                       |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件     |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件              |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件          |
| 第7号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件              |

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.isb.co.jp>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成27年1月1日から)  
(平成27年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、景気回復基調が持続するなかスタートいたしました。また年度を通して、企業の設備投資や個人消費こそ足踏み感があったものの、企業業績の回復を中心に雇用環境も好転を見せるなど、緩やかな景気回復局面が続きました。しかしながら、米国の利上げを契機に当連結会計年度末以降、急速に進展した中国をはじめとする主要国の同時株安、原油安、また中国の景気減速懸念などが深刻さを増しており、政府や日銀は引き続き国内景気の持続的回復に積極姿勢を見せるものの、世界経済とともに国内につきましても景気の先行き不透明感が広まってきております。

当社グループが属する情報サービス産業につきましては、大手企業を中心としたIT関連投資積極化の流れのなか推移し、金融業界など大規模システム投資などの大口需要もあって、総じて人手不足の状況が続きました。労働需給のひっ迫から受注単価もやや持ち直すなど、比較的好況な局面を迎える堅調な需要が持続いたしました。

このような状況の中、当社グループは、業界の景況感の高まりを逃すことなく幅広い分野において受注を取込むこと、また並行して次代の収益源創出のため新事業への開発投資を確実に進めること、以上を実践し、当期業績予想の達成と来期以降の新事業の収益化を確かなものにしていくという当期目標に向け鋭意注力してまいりました。結果といたしましては、既存事業の受託開発においては、特定分野を除き各分野で受注増が果たせたものの、新事業につきましては十分な成果に至りませんでした。しかしながら、データベース構築などを含むM2M関連のソリューションや、無線通信技術をトータルで提供できるノウハウや技術、また世の中が求める医療関連のITサービスなど、現在展開しております7つの新事業は、今後もねばり強く推進してまいりたいと考えております。

売上高に関しましては、前連結会計年度にモバイルインフラ分野で受注した研究開発関連業務が大きく減少し、その減収を埋めるべく計画してい

たその他の分野での受注は、概ね好調であったものの、全てを埋める程の成果に至らず、前連結会計年度を下回りました。また、同様の理由にて期首予想も下回りました。その他の分野での受注拡大をもう一段進められなかつた主要因は、人手不足の中、計画通りの外注調達ができなかつたことなどが挙げられます。

利益面に関しましては、連結営業利益は、主にプロジェクト管理の強化による収益性改善をうけ利益率が向上した結果、前連結会計年度に比べ増加いたしました。しかしながら、減収の影響により期首予想を下回りました。同経常利益は、同営業利益の増加等をうけ前連結会計年度に比べ増加となり、また、株式公開費用などの営業外費用が期首予想を若干下回り、営業外収益が同予想を上回ったことをうけ、期首予想を上回ることとなりました。同当期純利益に関しましては、主に「所得税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴う税率の引き下げ、および欠損金の繰越控除限度額縮小の影響により繰延税金資産の取り崩しが発生したことから、期首予想を下回ることとなりました。また、前連結会計年度に2億95百万円の負ののれん発生益を計上した影響により、前連結会計年度に比べ大幅な減少となっております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高128億23百万円（前連結会計年度比6.5%減）、営業利益3億99百万円（同13.0%増）、経常利益4億27百万円（同16.6%増）、当期純利益1億80百万円（同61.8%減）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は3億66百万円で、その主なものは次のとおりであります。

### イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

|                               |                                             |
|-------------------------------|---------------------------------------------|
| 当社データセンター                     | サーバー機器の増強<br>販売目的のソフトウェア開発<br>販売目的のソフトウェア購入 |
| ロ. 当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充 | 当社データセンター<br>販売目的のソフトウェア開発                  |

③ 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度において、新製品開発資金および借入金の返済を目的として、公募増資および自己株式の処分ならびに第三者割当増資を行い、総額で1,031,554千円の資金調達を行いました。

| 区分      | 発行・売却株式数   | 調達金額        | 払込期日       |
|---------|------------|-------------|------------|
| 公募増資    | 437,800株   | 399,658千円   | 平成27年3月23日 |
| 自己株式の処分 | 545,200株   | 497,702千円   | 平成27年3月23日 |
| 第三者割当増資 | 147,000株   | 134,193千円   | 平成27年4月15日 |
| 合計      | 1,130,000株 | 1,031,554千円 | —          |

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、平成27年9月30日を効力発生日として、アルテリア・ネットワークス株式会社よりモバイル・デバイス・マネージメント事業（VECTANTセキュアデバイスマネージメント）を譲り受けました。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、金融、官公庁向けシステム開発事業における効果的な協業的目的として、平成27年7月10日に株式会社インフィックスの全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区分            | 第43期<br>(平成24年12月期) | 第44期<br>(平成25年12月期) | 第45期<br>(平成26年12月期) | 第46期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年12月期) |
|---------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高(千円)       | 10,600,081          | 11,762,730          | 13,718,073          | 12,823,844                       |
| 当期純利益(千円)     | 330,615             | 239,605             | 474,177             | 180,981                          |
| 1株当たり当期純利益(円) | 79.17               | 58.40               | 119.27              | 37.35                            |
| 総資産(千円)       | 5,840,974           | 6,241,961           | 7,136,052           | 7,388,165                        |
| 純資産(千円)       | 4,275,160           | 4,323,492           | 4,443,100           | 5,565,437                        |
| 1株当たり純資産額(円)  | 961.91              | 1,012.57            | 1,117.54            | 1,090.02                         |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。  
 2. 1株当たり当期純利益の算出にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                       | 資 本 金           | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                  |
|-----------------------------|-----------------|----------|--------------------------|
| 株式会社エス・エム・シー                | 25百万円           | 100.0%   | ソフトウェアの開発<br>およびシステム運用管理 |
| 株式会社アイエスピー東北                | 50百万円           | 100.0    | ソフトウェアの開発                |
| ノックスデータ株式会社                 | 45百万円           | 100.0    | ソフトウェアの開発                |
| 株式会社札幌システムサイエンス             | 20百万円           | 100.0    | ソフトウェアの開発                |
| 株式会社インフィックス                 | 10百万円           | 100.0    | ソフトウェアの開発                |
| ISB VIETNAM COMPANY LIMITED | US \$ 1,800,000 | 100.0    | ソフトウェアの開発                |

(注) 1. 当社は、金融、官公庁向けシステム開発事業における効果的な協業を目的として、平成27年7月10日に株式会社インフィックスの全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたします。

2. ISB VIETNAM COMPANY LIMITEDは、平成27年6月24日に当社が増資引受を実行して、資本金はUS \$ 1,800,000となっております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの中長期的な経営戦略達成のための対処すべき課題は、以下のとおりであります。

##### ① 市場動向の変化について

###### イ. ソフトウェアの受託開発業務における課題

当社の主力業務であるモバイル端末開発およびそのインフラ開発などメーカー等からのソフトウェア受託開発業務は、引き続き縮小傾向にあり受注単価も弱含んで推移しております。これは、それらの分野を牽引してきたメーカー等が同事業撤退や縮小を進めたことや開発原価削減を推進したことが主な要因であります。また、個別開発からオープンソース活用による開発へと市場ニーズが変化してきたことも、メーカー等からの従来の受託開発業務が減少してきた要因であると考えております。

このような市場の変化に対し、これまで当業界において、当社グループの役割として期待されてきたソフトウェア受託開発業務の受注に加え、オープンソース等を活用するための情報収集、インテグレーション、テスト等の能力・技術力を高めていくことが益々重要になってきていると認識しております。

###### ロ. ITサービス等の事業領域における課題

今後のIT市場拡大を牽引するのは、これまでの主役であった受託開発型ではなく、サービス提供型であるといわれており、実際その動きは既に顕著となってきております。クラウドサービス等の急速な拡大がその典型であり、当社グループは、サービス提供型の事業分野において事業を創出し、新たな収益獲得の機会を創出していかねばなりません。「作る」から「使う」の流れに沿った、ITサービス全般の今後の市場動向に即して、当社グループの事業構成を変革していくことが必要であると認識しております。

###### ハ. 受託開発業務の受注量維持拡大と利益確保のための課題

既存業務の減少分をカバーし、更に拡大を図るためにには、需要が堅調な産業分野に進出し、新しい顧客の開拓が当社グループの事業継続と更なる発展のための必須課題であります。既に取り組んでおります車載や医療の分野で引き続き業務量の拡大に努めること。また最先端の無線通信技術分野における当社グループの技術優位性を発揮し防災やエネルギー関連、少子高齢化などの社会問題に対応した分野においては、新規の顧客獲得が重要であり、これを確実に進めていくために、一層の営業力強化が急務であると認識しております。

## ② 利益体質の維持と更なる改善のための課題

従来の主たるビジネスモデルであるメーカー等からのソフトウェア受託開発業務は、利益創出が年々厳しくなっていくことが予想されます。このような中にあって、新事業創出により新しいビジネスモデルによる収益機会の獲得を図るべく鋭意取り組んでおります。しかしながら、急速に新しい収益源を確立することは難しく、新事業創出努力を継続しながら、並行して一定の利益を確保すべくコスト管理の徹底に努めることが重要であると認識しております。

作業効率と稼働率の向上や見積もり精度の向上に努め、またオフショア（ISB VIETNAM COMPANY LIMITED）や国内ニアショアの活用も推進し原価低減を図ってまいります。加えて、販売費及び一般管理費率についても、引き続き厳格な管理を行ない、収益が厳しい中でも利益をあげられる体制を維持していくかなければならないと認識しております。

## ③ 技術力の向上のための課題

IT業界の技術変化の速さや、次々に生み出される新しいITサービス、先端ソフトウェアを用いたさまざまな製品については、技術力で対応し、お客様の信頼に応えていくことが、今後も継続して取り組むべき課題であり、また当社グループの将来に大きな影響を与える要因であると認識しております。今後は国内企業だけではなく、世界の中で厳しい生存競争に勝ち残るためにIT技術者の強化・育成は不可欠であり、全力で取り組むべき課題であると考えております。

## ④ 新事業推進における課題

ソフトウェア受託開発業務が設立以来の主たる事業である当社グループにとりまして、新事業の創出は、収益源の多様化や、当社グループが時代に合った企業であり続けるために必要であり、社員のモチベーション向上にも寄与し大変重要視しております。したがいまして当社グループのリスク許容度を慎重に検討しつつも、その範囲においては相応のリスクを取り次代の収益源を生むべく取り組むことが、当社グループの将来を見据えるうえで不可欠であると考えております。ただし、新事業推進におきましてはさまざまなリスクが存在し、ノウハウ不足である場合があることなどを十分に認識し、関連知識や業務ノウハウを習得するだけではなく、外部から専門性の高い人材を獲得するなど、総合的に新事業を推進する実力を高めていくことが必要であると認識しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

| 事業区分     | 事業部門      | 事業内容                                                                           |
|----------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 情報サービス事業 | ソフトウェア開発  | モバイル・医療・車載等の組込みソフトウェア開発<br>モバイル機器等の検証<br>基幹システム構築におけるソフトウェア開発（官公庁、金融、通信、運輸等向け） |
|          | フィールドサービス | データセンターサービス（ハウジング、ホスティング）<br>クラウド等のインフラ構築・運用設計および運用保守サービス<br>システムオペレーションサービス   |
|          | その他       | 業務用プロダクト（パッケージ）の開発・販売<br>システム構築、ソフトウェア開発に付随した機器の販売                             |

(6) 主要な事業所（平成27年12月31日現在）

① 当社

|              |                   |
|--------------|-------------------|
| 本 社          | 東京都品川区大崎五丁目 1番11号 |
| 我 孫 子 事 業 所  | 千葉県我孫子市           |
| 五 反 田 事 業 所  | 東京都品川区            |
| 新 横 浜 事 業 所  | 神奈川県横浜市           |
| 三 島 事 業 所    | 静岡県三島市            |
| 甲 府 事 業 所    | 山梨県甲府市            |
| 名 古 屋 事 業 所  | 愛知県名古屋市           |
| 大 阪 事 業 所    | 大阪府大阪市            |
| デ 一 タ セン タ ー | 東京都内              |

② 子会社

|                             |       |             |
|-----------------------------|-------|-------------|
| 株式会社エス・エム・シー                | 本 社   | 神奈川県横浜市     |
|                             | 営 業 所 | 大阪府大阪市      |
| 株式会社アイエスピー東北                | 本 社   | 宮城県仙台市      |
| ノックスデータ株式会社                 | 本 社   | 東京都品川区      |
|                             | 事 業 所 | 愛知県名古屋市     |
| 株式会社札幌システムサイエンス             | 本 社   | 北海道札幌市      |
|                             | 事 務 所 | 東京都品川区      |
| 株式会社インフィックス                 | 本 社   | 東京都千代田区     |
| ISB VIETNAM COMPANY LIMITED | 本 社   | ベトナム国ホーチミン市 |
|                             | 支 店   | ベトナム国ハノイ市   |

(7) 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分     | 使用人數   | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|--------|-------------|
| 情報サービス事業 | 1,040名 | 39名増        |
| 全社（共通）   | 157    | 3名増         |
| 合計       | 1,197  | 42名増        |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は含んでおりません。  
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|---------|--------|
| 697名    | 12名増      | 38.7歳   | 13.6年  |

- (注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

| 借入先           | 借入額      |
|---------------|----------|
| 株式会社りそな銀行     | 20,000千円 |
| 株式会社三井東京UFJ銀行 | 20,000   |
| 株式会社三井住友銀行    | 15,000   |
| 株式会社東京都民銀行    | 15,000   |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年12月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 12,500,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 5,105,800株  |
| ③ 株主数        | 3,161名      |
| ④ 大株主（上位10名） |             |

| 株 主 名                                                                     | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 有限会社若尾商事                                                                  | 1,200,700株 | 23.51%  |
| アイ・エス・ビー従業員持株会                                                            | 334,200    | 6.54    |
| 若尾一史                                                                      | 135,500    | 2.65    |
| 稻葉正作                                                                      | 134,300    | 2.63    |
| 株式会社第一情報システムズ                                                             | 90,000     | 1.76    |
| ROYAL BANK OF CANADA<br>(CHANNEL ISLANDS)<br>LIMITED - REGISTERED CUSTODY | 80,000     | 1.56    |
| 株式会社KSK                                                                   | 61,600     | 1.20    |
| 岡田健樹朗                                                                     | 51,600     | 1.01    |
| 日本証券金融株式会社                                                                | 42,500     | 0.83    |
| 第一生命保険株式会社                                                                | 36,000     | 0.70    |

(注) 持株比率は自己株式（6株）を控除して計算しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

当社株式は、平成27年3月24日付で、東京証券取引所市場第二部より同市場第一部に指定されております。

平成27年3月23日を払込期日とする公募増資による新株式の発行および、平成27年4月15日を払込期日とする第三者割当増資による新株式の発行により、発行済株式の総数は584,800株増加しております。

また、平成27年3月23日を払込期日とする公募による自己株式の処分により、自己株式は545,200株減少しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役および監査役の状況（平成27年12月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名   | 担当および重要な兼職の状況                                                                                  |
|----------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 若尾逸雄  | 株式会社エス・エム・シー代表取締役会長、ノックスデータ株式会社代表取締役会長、株式会社札幌システムサイエンス代表取締役会長、ISB VIETNAM COMPANY LIMITED取締役会長 |
| 常務取締役    | 柳沢一紀  | 第二事業本部長、第四事業部長、株式会社インフィックス代表取締役社長                                                              |
| 取締役      | 川崎工三  | 管理本部長                                                                                          |
| 取締役      | 竹田陽一  | 第一事業本部長、第一営業統括部長、株式会社GIOT取締役                                                                   |
| 常勤監査役    | 太田道也  |                                                                                                |
| 監査役      | 細上諭   |                                                                                                |
| 監査役      | 橘 薫   |                                                                                                |
| 監査役      | 藤ノ木 清 | 公認会計士                                                                                          |

- (注) 1. 監査役細上 諭、橘 薫、藤ノ木 清の各氏は、社外監査役であります。
2. 当社は、監査役藤ノ木 清氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役太田 道也氏は、金融機関（銀行）および当社経理部における業務に長年にわたり携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役藤ノ木 清氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 平成27年3月27日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって、取締役平野 豊氏は任期満了により退任いたしました。
5. 常務取締役柳沢 一紀氏は、株式会社アイエスビー東北の代表取締役社長を務めておりましたが、平成27年3月23日をもって退任しております。
6. 事業年度末日後の取締役の地位、担当および重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

（平成28年1月1日付）

常務取締役 柳沢 一紀 第二事業本部長、株式会社インフィックス代表取締役社長  
取締役 竹田 陽一 第一事業本部長、株式会社GIOT取締役

（平成28年1月26日付）

取締役 竹田 陽一 第一事業本部長

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となっております。

## ③ 取締役および監査役の報酬等の総額

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分           | 分 | 員数   | 報酬等の総額        |
|--------------|---|------|---------------|
| 取締役          |   | 5名   | 90,602千円      |
| 監査役（うち社外監査役） |   | 4(3) | 17,587(9,300) |
| 合計           |   | 9    | 108,190       |

(注) 1. 上記には、平成27年3月27日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬額は、平成9年3月28日開催の第27期定時株主総会決議において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬額は、平成13年3月29日開催の第31期定時株主総会決議において、年額25,000千円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額11,440千円（取締役5名に対し10,502千円、監査役4名に対し937千円（うち社外監査役3名に対し300千円））が含まれております。
6. 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

### ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成27年3月27日開催の第45期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は、10,290千円であります。

（当該役員退職慰労金には、上記イ. および過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた退職慰労引当金の繰入額、取締役分9,360千円が含まれております。）

### ハ. 社外役員が親会社または親会社の子会社から受けた役員報酬等の総額 該当事項はありません。

#### ④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

|           | 活 動 状 況                                                                                                                                            |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 細 上 諭 | 当事業年度に開催された取締役会22回のうち全回に出席し、監査役会15回のうち全回に出席いたしました。他法人の取締役として培った豊富な経験と、当社事業領域に関する幅広い知見により、公正かつ独立の立場から意思決定および適法性と合理性を確保するための助言・発言を適宜行っております。         |
| 監査役 橋 薫   | 当事業年度に開催された取締役会22回のうち20回に出席し、監査役会15回のうち14回に出席いたしました。他法人の取締役および監査役として培った豊富な経験と、当社事業領域に関する幅広い知見により、公正かつ独立の立場から意思決定および適法性と合理性を確保するための助言・発言を適宜行っております。 |
| 監査役 藤ノ木 清 | 当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回に出席し、監査役会15回のうち全回に出席いたしました。他法人の取締役および監査役として培った豊富な経験と、公認会計士としての専門的な知見により、公正かつ独立の立場から意思決定および適法性と合理性を確保するための助言・発言を適宜行っております。  |

#### ⑤ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役を置くことの有益性を認識し、これまでにも適任者の人選を行っておりましたが、適任者を確保するには至らず、その様な状況下であえて不適格な人材を社外取締役に選任しても却って当社の不利益となり得るとの判断から、社外取締役を選任しておりませんでした。

当社は、取締役会の監督機能の強化およびコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、会社法改正に伴い新たな機関設計として認められた監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である社外取締役を複数名選任する議案を平成28年3月30日開催予定の第46期定時株主総会に上程いたします。

#### (4) 会計監査人の状況

|         |                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------|
| ① 名称    | 有限責任監査法人トーマツ                                           |
| ② 報酬等の額 | 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額<br>26,500 千円     |
|         | 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額<br>4,500 千円               |
|         | 合計 31,000 千円                                           |
|         | 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額<br>31,000 千円 |

（注） 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行つたうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の連結子会社のうち、ISB VIETNAM COMPANY LIMITEDは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務デューデリジェンスに係る業務を委託しております。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要是、以下のとおりあります。

##### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、ミッションである「私たちは、先見的で卓越した技術力を核とし、チームISBの知恵を結集させて、顧客や社会のこれからに役立つ解決策を提案することを、組織の使命とします。」の実現を目的として、企業活動における遵法および社内規程・諸要領の遵守、コンプライアンス倫理の向上に関する事項の審議および決定を適正に行うために、管理本部担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。

コンプライアンス運用規程に「行動規範」を設け、お客様・株主・社員・社会をはじめ、当社の事業に関わる世界の人々との関係において、適用される法令や社内規程等を誠実に遵守し、ビジネス倫理・社会規範に則り、公明かつ公正に行動することを定める。また、相談通報体制を設け、問題を早期に解決し不祥事を未然に防ぐ。通報内容は機密扱いとし、通報者に対して不利益な扱いは行わない。

当社の取締役、使用人は、「行動規範」に従って行動し、これに掲載のない事柄であっても、常に適法性・倫理性が求められていることを認識し行動する。

当社は、代表取締役社長を委員長とし全取締役が委員として参画する内部統制委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進する。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者に管理本部担当取締役を任命する。取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「文書取扱規程」に定め、これに従い当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、整理・保存する。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、全社的なリスクを総括的に管理する。「リスク管理規程」に基づき、各担当取締役のもと各部門において、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組む。

監査役および監査部門は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。有事においては代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し迅速に対応する。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。必要な都度、臨時取締役会を開催し、施策決定を迅速に行う。

業務の運営については、中期経営計画および年次経営計画を立案し全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向けて具体的な施策を立案し実行する。

職務執行が効率的に行われるよう経営会議を毎月1回開催し、施策および効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

### ⑤ 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社グループの取締役等から当社への職務執行および事業内容の定期的な報告と重要案件についてグループ関係部門と事前協議または事前承認を行う。当社グループ各社の管理は管理本部担当取締役が統括し、「関係会社管理規程」に基づき関連企業部長が指揮して行う。円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に経営会議へ参加する。当社は当社グループ各社に対して、定期的に内部監査部門による内部監査を行うとともに、当該内部監査の結果に基づいて、当社グループ各社との間で必要な協議を行う。

当社は、「リスク管理規程」に基づき、当社グループの事業を取り巻く様々なリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組む。特に重要なと判断したリスクおよび当社グループ各社に共通のリスクについては、

必要に応じて、グループ横断的な管理体制を整備する。

当社は、グループ経営の効率的かつ適正な運営に資するために、当社グループ各社に対し財務経理、人事労務、法務等の業務の支援・指導を実施し、またグループ全体で整合した中期経営計画および年次経営計画を策定し、目標を定め、毎月開催の取締役会および経営会議において当該目標の達成状況を報告するなどグループ全体での一体的な運営を図る。

当社は、当社グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。また、グループ共通の「行動規範」を策定するとともに、相談・通報体制の範囲をグループ全体とする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査役の業務補助のため使用人を置く。その場合、当該使用人の任命、異動等の人事権に係る事項は、取締役と監査役が意見交換し規程に基づいて決める。また当該使用人の人事考課および業務指示は、常勤監査役が行う。なお、当該使用人は、当社の取締役および執行役員ならびにその指揮下にある使用人を介さず、当社の監査役から直接指示を受け、また当社の監査役に直接報告を行う。
- ⑦ 取締役および使用人などが監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
代表取締役社長および業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において隨時その担当する業務の執行状況の報告を行う。  
当社の取締役および使用人、ならびに当社グループの取締役、監査役その他これらに相当する者および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者は、当社および当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実および不正行為や重要な法令ならびに定款違反行為があることを発見したときは、規程に従い、直ちに当社もしくは当社グループ各社の担当部門を介しましたは直接に監査役に報告する。

なお、当社および当社グループは、監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いは行わない。

監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることがある。

なお、監査役は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。内部監査部門とも連携して効率的な監査業務を行う。

当社は、監査役の職務執行上必要な費用を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。また、監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求を受けたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に応じる。

#### ⑧ 財務報告の信頼性および適正性を確保するための体制

当社および当社グループは、財務報告の信頼性および適正性を確保するための体制を構築し、適切な運用を実施するため、財務・会計に関する諸規程を整備するとともに、会計基準その他関連する法令を遵守するための教育・啓蒙を行うことにより、財務報告に係る内部統制の充実を図る。

当社および当社グループならびにその監査役、監査部門、および各部門は連携してその体制の整備・運用状況を定期的に評価し、是正・改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

#### ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社および当社グループならびにその役員および使用人は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨むものとし、取引関係を含めた一切の関係を遮断することを、基本方針とする。

反社会的勢力の排除に向け、当社および当社グループは、「行動規範」において、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むこと、および一切の関係を持たないことを定めるとともに、コンプライアンス委員会を通じて、各部門における「行動規範」の遵守状況をモニタリングし、定期的に、

役員および使用人に対し、教育、研修等により関連法令、同規則に関する内容の周知徹底を行う。

また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に所属し、同連合会から反社会的勢力に関する活動状況を適宜収集し、反社会的勢力からの被害防止の対策を講ずる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は、以下のとおりであります。

### ① コンプライアンス体制

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの遵守状況の確認と啓発を実施しております。グループ・コンプライアンスの強化を掲げ、チェックリストを利用したコンプライアンス遵守状況の確認や、当社グループ各社に対するコンプライアンス強化支援体制の充実などを図りました。当社の役職員に対して、コンプライアンス意識の醸成のための研修会およびeラーニングを利用したコンプライアンス教育を実施いたしました。

### ② 情報の保存および管理体制

「文書取扱規程」などの社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る議事録、稟議書等の情報を文書または電磁的媒体に記録し、整理・保存しております。これらの文書等は、取締役、監査役の求めがあれば、隨時閲覧提供しております。

### ③ リスク管理体制

リスク管理委員会は、リスク管理責任体制の構築・運用、リスク管理の推進、緊急事態発生時の対策本部の設置・運用などを行っております。品質保証部門を新設し、プロジェクトのモニタリングの強化、プロジェクトマネジメントの標準化などを推進することにより、不採算プロジェクトの発生抑止とプロジェクト管理の強化を図っております。

④ 効率的職務執行体制

毎月の定時取締役会に加えて適宜臨時取締役会を開催し、議案の審議による重要事項の決定と、業務執行状況等の監督を行っております。「取締役会規程」や組織関連の規程において業務分掌・職務権限を定め、効率的な業務執行および責任体制の明確化を図っております。

⑤ グループ内部統制

グループ経営の統括会議体である経営会議を毎月開催し、主に経営課題・経営方針の内容、経営計画の進捗状況、内部統制システムの整備・運用状況について確認・協議しております。内部監査部門は、監査役および会計監査人と連携しながら、当社および当社グループ各社に対して内部監査を実施いたしました。

⑥ 監査役の監査体制

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施とともに、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、会計監査人および内部監査部門との間での定期的な情報交換、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備・運用状況の確認をしております。

⑦ 財務報告に係る内部統制

内部統制委員会は、財務報告の信頼性および適正性を確保するために、統制環境の整備、統制活動の推進およびモニタリング等を実施いたしました。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施いたしました。

⑧ 反社会的勢力の排除

平素より公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会や所管の警察署との緊密な関係を確保し、反社会的勢力に関する活動情報を収集しております。取引先、役員、使用人等について、反社会的勢力との関係性に関する調査を行うなど、反社会的勢力との取引等を防止するための対策を講じております。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年12月31日現在)

(単位:千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |  |  |
|-------------------|-----------|-------------------------|-----------|--|--|
| (資産の部)            |           |                         | (負債の部)    |  |  |
| 流 動 資 產           | 5,745,648 | 流 動 負 債                 | 1,594,795 |  |  |
| 現 金 及 び 預 金       | 2,683,034 | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金       | 735,151   |  |  |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 2,440,679 | 短 期 借 入 金               | 70,000    |  |  |
| 有 働 証 券           | 100,740   | 未 払 金                   | 391,559   |  |  |
| 商 品               | 32,189    | 未 払 費 用                 | 14,446    |  |  |
| 仕 掛 品             | 282,584   | 未 払 法 人 税 等             | 98,804    |  |  |
| 前 払 費 用           | 78,270    | 未 払 消 費 税 等             | 150,456   |  |  |
| 繰 延 税 金 資 產       | 65,551    | 賞 与 引 当 金               | 13,996    |  |  |
| そ の 他             | 64,985    | 受 注 損 失 引 当 金           | 2,516     |  |  |
| 貸 倒 引 当 金         | △2,386    | 繰 延 税 金 負 債             | 2,292     |  |  |
| 固 定 資 產           | 1,642,516 | そ の 他                   | 115,571   |  |  |
| 有 形 固 定 資 產       | 439,525   | 固 定 負 債                 | 227,931   |  |  |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 112,054   | 長 期 未 払 金               | 2,724     |  |  |
| 土 地               | 248,084   | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 51,850    |  |  |
| そ の 他             | 79,386    | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 117,885   |  |  |
| 無 形 固 定 資 產       | 595,978   | 資 產 除 去 債 務             | 50,101    |  |  |
| の れ ん             | 239,016   | 繰 延 税 金 負 債             | 5,370     |  |  |
| そ の 他             | 356,961   | 負 債 合 計                 | 1,822,727 |  |  |
| 投 資 そ の 他 の 資 產   | 607,012   | (純資産の部)                 |           |  |  |
| 投 資 有 働 証 券       | 261,727   | 株 主 資 本                 | 5,523,132 |  |  |
| 長 期 前 払 費 用       | 8,616     | 資 本 金                   | 1,707,526 |  |  |
| 繰 延 税 金 資 產       | 116,309   | 資 本 剰 余 金               | 2,311,704 |  |  |
| 差 入 保 証 金         | 143,518   | 利 益 剰 余 金               | 1,503,906 |  |  |
| 会 員 権             | 1,100     | 自 己 株 式                 | △4        |  |  |
| そ の 他             | 77,141    | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 42,305    |  |  |
| 貸 倒 引 当 金         | △1,400    | そ の 他 有 働 証 券 評 價 差 額 金 | 61,261    |  |  |
| 資 產 合 計           | 7,388,165 | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | △18,956   |  |  |
|                   |           | 純 資 產 合 計               | 5,565,437 |  |  |
|                   |           | 負 債 ・ 純 資 產 合 計         | 7,388,165 |  |  |

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

## 連 結 損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から)  
(平成27年12月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目                         |  | 金 額        |
|-----------------------------|--|------------|
| 売 売 上 原 高 価                 |  | 12,823,844 |
| 売 売 上 原 総 利 益               |  | 11,107,637 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |  | 1,716,207  |
| 當 営 業 利 益                   |  | 1,317,024  |
| 當 営 業 外 収 益                 |  | 399,183    |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金           |  | 20,192     |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益         |  | 3,686      |
| 保 険 配 当 金                   |  | 23,839     |
| 受 取 保 険 金                   |  | 7,798      |
| そ の 他                       |  | 15,320     |
|                             |  | 70,837     |
| 當 営 業 外 費 用                 |  |            |
| 支 払 利 息                     |  | 3,661      |
| 株 式 公 開 費 用                 |  | 31,801     |
| 為 替 差 損 他                   |  | 5,852      |
| そ の 他                       |  | 1,437      |
| 經 常 利 益                     |  | 427,267    |
| 特 別 利 益                     |  |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益           |  | 2,749      |
| 投 資 有 価 証 券 償 戻 益           |  | 4,960      |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |  | 434,978    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     |  | 86,777     |
| 法 人 税 等 調 整 額               |  | 167,219    |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |  | 253,996    |
| 当 期 純 利 益                   |  | 180,981    |
|                             |  | 180,981    |

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から)  
(平成27年12月31日まで)

(単位:千円)

|                                 | 株 主 資 本   |           |           |          |           |
|---------------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                                 | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自 己 株 式  | 株主資本合計    |
| 当連結会計年度期首残高                     | 1,440,600 | 1,970,600 | 1,422,319 | △423,528 | 4,409,991 |
| 当連結会計年度変動額                      |           |           |           |          |           |
| 新 株 の 発 行                       | 266,926   | 266,926   |           |          | 533,852   |
| 剩 余 金 の 配 当                     |           |           | △99,394   |          | △99,394   |
| 当 期 純 利 益                       |           |           | 180,981   |          | 180,981   |
| 自 己 株 式 の 处 分                   |           | 74,178    |           | 423,523  | 497,702   |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額<br>( 純 額 ) |           |           |           |          |           |
| 当連結会計年度変動額合計                    | 266,926   | 341,104   | 81,586    | 423,523  | 1,113,141 |
| 当連結会計年度末残高                      | 1,707,526 | 2,311,704 | 1,503,906 | △4       | 5,523,132 |

|                                 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   |                 |                           | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|-------------------------|-----------------|---------------------------|-------------|-----------|
|                                 | そ の 他 有 値 証 券 評 價 差 額 金 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 |             |           |
| 当連結会計年度期首残高                     | 49,554                  | △16,445         | 33,108                    | —           | 4,443,100 |
| 当連結会計年度変動額                      |                         |                 |                           |             |           |
| 新 株 の 発 行                       |                         |                 |                           |             | 533,852   |
| 剩 余 金 の 配 当                     |                         |                 |                           |             | △99,394   |
| 当 期 純 利 益                       |                         |                 |                           |             | 180,981   |
| 自 己 株 式 の 处 分                   |                         |                 |                           |             | 497,702   |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額<br>( 純 額 ) | 11,707                  | △2,511          | 9,196                     | —           | 9,196     |
| 当連結会計年度変動額合計                    | 11,707                  | △2,511          | 9,196                     | —           | 1,122,337 |
| 当連結会計年度末残高                      | 61,261                  | △18,956         | 42,305                    | —           | 5,565,437 |

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

イ. 連結子会社の数

6 社

ロ. 主要な連結子会社の名称

株式会社エス・エム・シー、株式会社アイエスピー東北、  
ノックスデータ株式会社、株式会社札幌システムサイエンス、  
株式会社インフィックス、ISB VIETNAM COMPANY LIMITED

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

イ. 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数

1 社

ロ. 主要な会社の名称

株式会社GIOT

#### (3) 連結の範囲の変更に関する事項

##### ① 連結の範囲及び持分法の変更

株式会社インフィックスは、当連結会計年度において  
新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めており  
ます。

#### (4) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商 品

先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・仕 掛 品

個別法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定率法を、平成19年4月1日以降に取得したものについては定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日から平成19年3月31日の間に取得した建物（附属設備を除く。）については、旧定額法を採用しております。

なお、主要な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

その他 2～10年

ロ. 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

・その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

ハ. 長期前払費用

定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞 与 引 当 金

一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度末に負担する額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ニ. 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に基づく開発のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、当連結会計年度末以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理方法

当社及び一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

受注製作のソフトウェアに係る  
売上高及び売上原価の計上基準

イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の  
確実性が認められる工事契約  
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ. その他の工事契約

工事完成基準

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物等為替相場により円換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産又は負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。控除対象外消費税及び地方消費税は、当連

結会計年度の費用として処理しております。

(6) 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しておりました「のれん」は、当連結会計年度において金額的重要性が増したため、区分掲記することとしました。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「特別利益」の「その他」に含めて記載しておりました「投資有価証券売却益」及び「投資有価証券償還益」は、当連結会計年度において「特別利益」の総額の100分の10以上となったため、区分掲記することとしました。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 446,404千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額10,110千円が含まれております。

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 4,521,000株    | 584,800株     | —            | 5,105,800株   |

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

平成27年3月27日開催の第45期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 99,394千円
- ・1株当たり配当金額 25円
- ・基準日 平成26年12月31日
- ・効力発生日 平成27年3月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年3月30日開催予定の第46期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 178,702千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 35円
- ・基準日 平成27年12月31日
- ・効力発生日 平成28年3月31日

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループにおける取組方針は、中長期的な資金需要を踏まえた上で運用限度額を設定し、原則として、流動性を確保し、かつ元本の安全性の高い方法を採用しており、主に預貯金又は銀行の安定性のある金融商品、株式（未上場株式を含む。）、社債等の利回り商品などの方法に限定しております。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、その他有価証券の株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、オーナーの信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

与信管理規程に従い、担当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

###### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や出資先の財務状況等を把握するとともに、出資先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

###### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実施できなくなるリスク）の管理

資金管理担当部門が資金繰表を作成するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

###### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては、変動要因を織込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                  | 連結貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円）    | 差額（千円）  |
|------------------|----------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金       | 2,683,034      | 2,683,034 | —       |
| (2) 受取手形及び売掛金    | 2,440,679      |           |         |
| 貸倒引当金            | △2,321         |           |         |
| 計                | 2,438,357      | 2,438,357 | —       |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 |                |           |         |
| その他有価証券          | 328,571        | 328,571   | —       |
| (4) 差入保証金        | 143,518        | 114,127   | △29,391 |
| 資産 計             | 5,593,482      | 5,564,019 | △29,391 |
| (1) 支払手形及び買掛金    | 735,151        | 735,151   | —       |
| (2) 短期借入金        | 70,000         | 70,000    | —       |
| (3) 未払金          | 391,559        | 391,559   | —       |
| (4) 未払法人税等       | 98,804         | 98,804    | —       |
| 負債 計             | 1,295,516      | 1,295,516 | —       |

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 差入保証金

これらは、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを退去までの期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分     | 連結貸借対照表計上額(千円) |
|--------|----------------|
| 非上場株式  | 17,837         |
| 関係会社株式 | 16,058         |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には、含めておりません。

## 5. 1株当たり情報に関する注記

- |              |           |
|--------------|-----------|
| ① 1株当たり純資産額  | 1,090円02銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 37円35銭    |

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

|              |            |
|--------------|------------|
| 損益計算書上の当期純利益 | 180,981千円  |
| 普通株式に係る当期純利益 | 180,981千円  |
| 普通株式の期中平均株式数 | 4,845,764株 |

## 6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位:千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |  |
|-----------------|-----------|-------------------------|-----------|--|
| <b>(資産の部)</b>   |           |                         |           |  |
| 流 動 資 產         | 4,031,520 | 流 動 負 債                 | 1,160,682 |  |
| 現 金 及 び 預 金     | 1,557,231 | 支 払 手 形                 | 4,769     |  |
| 受 取 手 形         | 90,518    | 買 掛 金                   | 612,005   |  |
| 売 掛 金           | 1,855,518 | 短 期 借 入 金               | 70,000    |  |
| 有 働 証 券         | 100,740   | 未 払 金                   | 278,996   |  |
| 商 品             | 32,189    | 未 払 費 用                 | 9,292     |  |
| 仕 品             | 237,111   | 未 払 法 人 税 等             | 23,242    |  |
| 前 払 費 用         | 62,726    | 未 払 消 費 税 等             | 87,666    |  |
| 繰 延 税 金 資 產     | 57,215    | 前 受 金                   | 5,436     |  |
| 短 期 貸 付 金       | 17,296    | 預 り 金                   | 66,755    |  |
| 未 収 入 金         | 13,706    | 受 注 損 失 引 当 金           | 2,516     |  |
| そ の 他           | 9,220     | 固 定 負 債                 | 134,798   |  |
| 貸 倒 引 当 金       | △1,955    | 役員退職慰労引当金               | 90,324    |  |
| 固 定 資 產         | 2,145,363 | 資 產 除 去 債 務             | 39,317    |  |
| 有 形 固 定 資 產     | 427,674   | 繰 延 税 金 負 債             | 5,156     |  |
| 建 物             | 104,656   | 負 債 合 計                 | 1,295,480 |  |
| 構 築 物           | 12        | <b>(純資産の部)</b>          |           |  |
| 工 具 器 具 備 品     | 74,920    | 株 主 資 本                 | 4,820,141 |  |
| 土 地             | 248,084   | 資 本 金                   | 1,707,526 |  |
| 無 形 固 定 資 產     | 344,306   | 資 本 剰 余 金               | 2,311,704 |  |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 258,213   | 資 本 準 備 金               | 2,237,526 |  |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮勘定 | 85,437    | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 74,178    |  |
| そ の 他           | 655       | 利 益 剰 余 金               | 800,915   |  |
| 投 資 そ の 他 の 資 產 | 1,373,383 | 利 益 準 備 金               | 29,700    |  |
| 投 資 有 働 証 券     | 245,668   | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 771,215   |  |
| 関 係 会 社 株 式     | 687,381   | 別 途 積 立 金               | 230,600   |  |
| 関 係 会 社 出 資 金   | 147,623   | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 540,615   |  |
| 長 期 前 払 費 用     | 1,480     | 自 己 株 式                 | △4        |  |
| 繰 延 税 金 資 產     | 102,257   | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 61,261    |  |
| 差 入 保 証 金       | 103,252   | そ の 他 有 働 証 券 評 価 差 額 金 | 61,261    |  |
| 長 期 貸 付 金       | 82,403    | 純 資 產 合 計               | 4,881,403 |  |
| 会 員 権 権         | 1,100     | 負 債 ・ 純 資 產 合 計         | 6,176,884 |  |
| 破 産 更 生 債 権 等   | 1,332     |                         |           |  |
| そ の 他           | 2,283     |                         |           |  |
| 貸 倒 引 当 金       | △1,400    |                         |           |  |
| 資 產 合 計         | 6,176,884 |                         |           |  |

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

## 損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から)  
(平成27年12月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目                     |  |  |  | 金 額 |           |
|-------------------------|--|--|--|-----|-----------|
| 売 売 上 原 高 價             |  |  |  |     | 9,690,493 |
|                         |  |  |  |     | 8,511,509 |
| 売 売 上 総 利 益             |  |  |  |     | 1,178,984 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |  |  |  |     | 954,460   |
| 當 業 利 益                 |  |  |  |     | 224,523   |
| 當 業 外 収 益               |  |  |  |     |           |
| 受 取 利 息                 |  |  |  |     | 512       |
| 有 價 証 券 利 息             |  |  |  |     | 3,165     |
| 受 取 配 当 金               |  |  |  |     | 16,492    |
| 受 取 保 険 金               |  |  |  |     | 7,798     |
| 保 険 金                   |  |  |  |     | 20,044    |
| そ の 他                   |  |  |  |     | 23,497    |
|                         |  |  |  |     | 71,510    |
| 當 業 外 費 用               |  |  |  |     |           |
| 支 払 利 息                 |  |  |  |     | 2,074     |
| 株 式 公 開 費 用             |  |  |  |     | 31,801    |
| そ の 他                   |  |  |  |     | 691       |
| 經 常 利 益                 |  |  |  |     | 34,566    |
| 特 別 利 益                 |  |  |  |     | 261,467   |
| 投 資 有 價 証 券 売 却 益       |  |  |  |     | 2,749     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |  |  |  |     | 264,216   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 |  |  |  |     | 32,534    |
| 法 人 税 等 調 整 額           |  |  |  |     | 132,548   |
| 当 期 純 利 益               |  |  |  |     | 165,082   |
|                         |  |  |  |     | 99,134    |

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

## 株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から)  
(平成27年12月31日まで)

(単位:千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |          |           |        |          |         |         |                    |
|-------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|--------|----------|---------|---------|--------------------|
|                         | 資本金       | 資本 剰余金    |          |           | 利益 剰余金 |          |         | 自己株式    | 株主資本合計             |
|                         |           | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   | 利益準備金  | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |                    |
| 当期首残高                   | 1,440,600 | 1,970,600 | —        | 1,970,600 | 29,700 | 230,600  | 540,875 | 801,175 | △423,528 3,788,847 |
| 当期変動額                   |           |           |          |           |        |          |         |         |                    |
| 新株の発行                   | 266,926   | 266,926   |          | 266,926   |        |          |         |         | 533,852            |
| 剰余金の配当                  |           |           |          |           |        |          | △99,394 | △99,394 | △99,394            |
| 当期純利益                   |           |           |          |           |        |          | 99,134  | 99,134  | 99,134             |
| 自己株式の処分                 |           |           | 74,178   | 74,178    |        |          |         | 423,523 | 497,702            |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |           |          |           |        |          |         |         |                    |
| 当期変動額合計                 | 266,926   | 266,926   | 74,178   | 341,104   | —      | —        | △260    | △260    | 423,523 1,031,293  |
| 当期末残高                   | 1,707,526 | 2,237,526 | 74,178   | 2,311,704 | 29,700 | 230,600  | 540,615 | 800,915 | △4 4,280,141       |

|                         | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計     |
|-------------------------|--------------|------------|-----------|
|                         | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 当期首残高                   | 47,131       | 47,131     | 3,835,979 |
| 当期変動額                   |              |            |           |
| 新株の発行                   |              |            | 533,852   |
| 剰余金の配当                  |              |            | △99,394   |
| 当期純利益                   |              |            | 99,134    |
| 自己株式の処分                 |              |            | 497,702   |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 14,130       | 14,130     | 14,130    |
| 当期変動額合計                 | 14,130       | 14,130     | 1,045,424 |
| 当期末残高                   | 61,261       | 61,261     | 4,881,403 |

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

|            |                                                       |
|------------|-------------------------------------------------------|
| イ. 関係会社株式  | 移動平均法に基づく原価法                                          |
| ロ. その他有価証券 |                                                       |
| 時価のあるもの    | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの    | 移動平均法による原価法                                           |

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

|                    |                                               |
|--------------------|-----------------------------------------------|
| イ. 商       品       | 先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ロ. 仕      掛      品 | 個別法による原価法                                     |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定率法を、平成19年4月1日以降に取得したものについては定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日から平成19年3月31日の間に取得した建物（附属設備を除く）については、旧定額法を採用しております。

なお、主要な耐用年数は次のとおりであります。

|         |        |
|---------|--------|
| 建物及び構築物 | 10～50年 |
| 工具器具備品  | 5～10年  |

##### ② 無形固定資産

##### イ. 自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ロ. その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

##### ③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

③ 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に基づく開発のうち、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、当事業年度末以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

受注製作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準 イ. 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ. その他の工事契約

工事完成基準

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

|                                           |            |
|-------------------------------------------|------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                        | 389, 115千円 |
| 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額842千円が含まれております。 |            |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。           |            |
| ① 短期金銭債権                                  | 24, 634千円  |
| ② 短期金銭債務                                  | 89, 890千円  |
| ③ 長期金銭債権                                  | 27, 362千円  |

## 3. 損益計算書に関する注記

|               |            |
|---------------|------------|
| (1) 関係会社との取引高 |            |
| ① 売 上 高       | 29, 699千円  |
| ② 外 注 費       | 664, 375千円 |
| ③ 仕 入 高       | 5, 542千円   |
| ④ 営業取引以外の取引高  | 88, 115千円  |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 545, 206株   | 一株         | 545, 200株  | 6株         |

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 投資有価証券評価損否認        | 21, 165千円   |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額     | 1, 015千円    |
| 役員退職慰労引当金損金算入限度超過額 | 29, 174千円   |
| 関係会社株式評価損          | 41, 688千円   |
| 工事進行基準適用に係る売上原価否認  | 41, 349千円   |
| 受注損失引当金            | 832千円       |
| 繰越欠損金              | 232, 396千円  |
| その他                | 31, 370千円   |
| 小計                 | 398, 993千円  |
| 評価性引当額             | △181, 001千円 |
| 繰延税金資産計            | 217, 991千円  |

  

#### (繰延税金負債)

|                  |            |
|------------------|------------|
| 工事進行基準適用に係る売上高否認 | 52, 104千円  |
| その他              | 11, 570千円  |
| 繰延税金負債計          | 63, 674千円  |
| 繰延税金資産の純額        | 154, 316千円 |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 法定実効税率               | 35. 60% |
| (調整)                 |         |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 3. 43%  |
| 寄付金等永久に損金に算入されない項目   | 0. 61%  |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △0. 35% |
| 住民税均等割額              | 4. 54%  |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | △3. 74% |
| 評価性引当額の増減            | 18. 21% |
| その他                  | 4. 18%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 62. 48% |

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成29年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。

この税率変更による繰延税金資産、繰延税金負債及び法人税等調整額への影響額は軽微であります。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

| 種類  | 会社等の名称                        | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有割合(%) | 関連当事者との関係      | 取引内容      | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|-------------------------------|-----------|--------------|----------------|-----------|----------|----|----------|
| 子会社 | I S B VIETNAM COMPANY LIMITED | 情報処理サービス  | 直接<br>100.0  | 役員の兼任<br>資金の援助 | 第三者割当増資引受 | 99,824   | —  | —        |

(注) 当社が、ISB VIETNAM COMPANY LIMITEDの実施した増資を全額引き受けたものであります。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 956円05銭  
(2) 1株当たり当期純利益 20円46銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

|              |            |
|--------------|------------|
| 損益計算書上の当期純利益 | 99,134千円   |
| 普通株式に係る当期純利益 | 99,134千円   |
| 普通株式の期中平均株式数 | 4,845,764株 |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月19日

株式会社アイ・エス・ビー

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|              |       |      |   |
|--------------|-------|------|---|
| 指定有限責任<br>社員 | 公認会計士 | 片岡久依 | 印 |
| 業務執行社員       |       |      |   |
| 指定有限責任<br>社員 | 公認会計士 | 遠藤康彦 | 印 |
| 業務執行社員       |       |      |   |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイ・エス・ビーの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・エス・ビー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月19日

株式会社アイ・エス・ビー

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|              |       |      |   |
|--------------|-------|------|---|
| 指定有限責任<br>社員 | 公認会計士 | 片岡久依 | 印 |
| 業務執行社員       |       |      |   |
| 指定有限責任<br>社員 | 公認会計士 | 遠藤康彦 | 印 |
| 業務執行社員       |       |      |   |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイ・エス・ビーの平成27年1月1日から平成27年12月31までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月22日

株式会社アイ・エス・ビー 監査役会  
常勤監査役 太田道也 印  
社外監査役 細上諭 印  
社外監査役 橘薰 印  
社外監査役 藤ノ木清 印

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を行うことを経営の重要課題の一つとして位置づけ、健全な財務体質の維持とそれを背景とする積極的な事業展開を図るべく、各期の業績、将来の投資や事業展開等についての戦略、また配当性向等を総合的に勘案し利益を配分することを基本方針としております。

株主の皆様への具体的な収益還元につきましては、配当を重視しており、連結ベースで当期純利益の30%を配当性向の目標としております。また、純資産配当率等を注視し、投資余力や財務健全性を維持できる範囲で、可能な限り安定した配当を行ってまいりたいと考えております。

なお、当社は平成27年3月24日をもちまして、東京証券取引所市場第一部銘柄に指定されました。これもひとえに株主の皆様をはじめ多くの関係者の皆様の温かいご支援の賜物と心より御礼申し上げます。

当期の期末配当につきましては、株主の皆様に感謝の意を表するため、当期の連結業績、今後の事業展開等を踏まえた普通配当および特別配当に、記念配当を加え、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

#### ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金35円（普通配当15円 特別配当10円 東京証券取引所市場第一部銘柄指定の記念配当10円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は178,702,790円となります。

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月31日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 当社は、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役を置くことで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第30条の一部を変更するものであります。

なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

| 現 行 定 款                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則                                                                                                           | 第1章 総則                                                                                                   |
| 第1条～第3条 (条文省略)                                                                                                   | 第1条～第3条 (現行どおり)                                                                                          |
| 第4条 (機関)<br>当会社は、株主総会および取締役のほか、<br>次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) <u>監査役</u><br>(3) <u>監査役会</u><br>(4) <u>会計監査人</u> | 第4条 (機関)<br>当会社は、株主総会および取締役のほか、<br>次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) <u>監査等委員会</u><br>(削除)<br>(3) <u>会計監査人</u> |
| 第5条～第19条 (条文省略)                                                                                                  | 第5条～第19条 (現行どおり)                                                                                         |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条（員数）<br/>当会社の取締役は、10名以内とする。<br/>(新設)</p>                                                                                            | <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条（員数）<br/>当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p><u>2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>                                                                                                                                                            |
| <p>第21条（選任方法）<br/>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。<br/>(新設)</p> | <p>第21条（選任方法）<br/>取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。<br/>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p>                                                                                      |
| <p>第22条（任期）<br/>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u><br/>(新設)</p>                       | <p>第22条（任期）<br/>取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>(削除)</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |
| <p>第23条（代表取締役および役付取締役）<br/>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役および常務取締役を若干名定めることができる。</p>                                      | <p>第23条（代表取締役および役付取締役）<br/>取締役会は、その決議によって取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を若干名定めることができる。</p>                                                                                          |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第24条 (条文省略)                                                                                                                                                                 | 第24条 (現行どおり)                                                                                                                                                |
| <p>第25条 (取締役会の招集通知)<br/>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>第25条 (取締役会の招集通知)<br/>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>           |
| 第26条 (条文省略)                                                                                                                                                                 | <p>第26条 (重要な業務執行の決定の委任)<br/><u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>                           |
| 第27条 (条文省略)                                                                                                                                                                 | 第27条 (現行どおり)                                                                                                                                                |
| 第28条 (条文省略)                                                                                                                                                                 | 第28条 (取締役会の議事録)<br>取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。                                                       |
| 第29条 (報酬等)<br>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。                                                                                          | 第29条 (現行どおり)<br>第30条 (報酬等)<br>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。 |
| 第30条 (社外取締役の責任限定契約)<br>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。                                             | 第31条 (取締役の責任限定契約)<br>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。               |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                    | 変 更 案 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <u>第5章 監査役および監査役会</u>                                                                                                                                      | (削除)  |
| <u>第31条 (員数)</u><br><u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u>                                                                                                               | (削除)  |
| <u>第32条 (選任方法)</u><br><u>監査役は、株主総会において選任する。</u><br><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>                              | (削除)  |
| <u>第33条 (任期)</u><br><u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u>     | (削除)  |
| <u>第34条 (常勤の監査役)</u><br><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>                                                                                                  | (削除)  |
| <u>第35条 (監査役会の招集通知)</u><br><u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> | (削除)  |
| <u>第36条 (監査役会の議事録)</u><br><u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>                                              | (削除)  |
| <u>第37条 (監査役会規程)</u><br><u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>                                                                               | (削除)  |
| <u>第38条 (報酬等)</u><br><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。</u>                                                                                                       | (削除)  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <u>第39条（社外監査役の責任限定契約）</u><br><u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u><br><br>(新設) | (削除)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| (新設)                                                                                                                                                       | <u>第5章 監査等委員会</u><br><u>第32条（監査等委員会の招集通知）</u><br><u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u><br><br><u>第33条（監査等委員会の議事録）</u><br><u>監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u><br><br><u>第34条（監査等委員会規程）</u><br><u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> |
| 第6章 会計監査人<br><u>第40条～第41条</u> (条文省略)<br><u>第42条（報酬等）</u><br>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。<br><u>第43条～第46条</u> (条文省略)                                     | 第6章 会計監査人<br><u>第35条～第36条</u> (現行どおり)<br><u>第37条（報酬等）</u><br>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。<br><u>第38条～第41条</u> (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                   | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------------------------------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1<br>わかお いつお<br>若尾 逸雄<br>(昭和33年11月25日生) |              | 昭和56年4月 当社入社<br>平成8年10月 当社通信システム事業部副事業部長<br>平成9年4月 当社取締役通信システム事業部長<br>平成13年3月 当社常務取締役ソリューション事業本部長<br>平成15年3月 当社専務取締役ソリューション事業本部長<br>平成19年1月 当社専務取締役事業本部長<br>平成19年3月 当社代表取締役社長（現任）<br>平成24年1月 ノックスデータ株式会社代表取締役会長（現任）<br>平成24年9月 株式会社GIOT取締役<br>平成25年1月 株式会社エス・エム・シー代表取締役会長（現任）、ISB VIETNAM COMPANY LIMITED取締役会長（現任）<br>平成26年1月 株式会社札幌システムサイエンス代表取締役会長（現任）<br><br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社エス・エム・シー代表取締役会長、ノックスデータ株式会社代表取締役会長、株式会社札幌システムサイエンス代表取締役会長、ISB VIETNAM COMPANY LIMITED取締役会長 | 20,700 株           |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 2     | やなぎさわ かずのり<br>柳 沢 一 紀<br>(昭和35年5月8日生)  | 昭和57年4月 当社入社<br>平成11年1月 当社通信システム営業部長<br>平成13年1月 当社モバイルソリューション事業部長<br>平成14年1月 当社執行役員モバイルソリューション事業部長<br>平成19年3月 当社取締役事業本部副本部長<br>平成21年1月 当社取締役第一事業部長<br>平成23年1月 当社取締役第一事業本部長<br>平成23年7月 株式会社アイエスピー東北代表取締役社長<br>平成24年1月 当社取締役第二事業本部長<br>平成25年1月 当社取締役第一事業本部長、第二事業本部長<br>平成26年1月 当社取締役第二事業本部長<br>平成26年3月 当社常務取締役第二事業本部長<br>平成27年1月 当社常務取締役第二事業本部長、第四事業部長<br>平成27年7月 株式会社インフィックス代表取締役社長（現任）<br>平成28年1月 当社常務取締役第二事業本部長（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社インフィックス代表取締役社長 | 8,200 株            |
| 3     | かわさき こうぞう<br>川 崎 工 三<br>(昭和33年11月12日生) | 昭和53年11月 有限会社川崎商工入社<br>昭和59年1月 当社入社<br>平成6年9月 当社千葉システムセンター所長<br>平成11年1月 当社人事部長<br>平成14年1月 当社執行役員人事部長<br>平成24年4月 当社執行役員管理企画室長、関連企業部長<br>平成26年1月 当社執行役員管理本部副本部長、管理企画室長<br>平成26年3月 当社取締役管理本部長、管理企画室長<br>平成27年1月 当社取締役管理本部長（現任）                                                                                                                                                                                                                              | 1,800 株            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 4     | たけだ　よういち<br>竹田　陽一<br>(昭和38年2月12日生) | <p>昭和60年4月 株式会社三井銀行(現 株式会社三井東京UFJ銀行)入行</p> <p>平成13年6月 株式会社イン・エックス入社</p> <p>平成14年10月 当社入社 トータルソリューションズ<br/>課長代理</p> <p>平成16年1月 ISB VIETNAM CORPORATION(現 ISB VIETNAM<br/>COMPANY LIMITED)代表取締役社長、海外<br/>推進室マネージャー</p> <p>平成20年1月 当社海外事業部長</p> <p>平成22年1月 当社執行役員関連企業部長、営業企画<br/>推進部マネージャー</p> <p>平成22年2月 イー・ストーム株式会社取締役</p> <p>平成22年4月 ISB VIETNAM COMPANY LIMITED取締役(現任)</p> <p>平成23年1月 当社執行役員第一営業統括部長</p> <p>平成24年5月 当社執行役員第一事業本部副本部長、<br/>第1営業部長</p> <p>平成26年1月 当社執行役員第一事業本部長、第一<br/>営業統括部長、第2営業部長</p> <p>平成26年3月 当社取締役第一事業本部長、第一営業<br/>統括部長</p> <p>平成26年6月 株式会社GIOT取締役</p> <p>平成28年1月 当社取締役第一事業本部長(現任)</p> | 3,200 株            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者とした理由について
- (1) 若尾 逸雄氏は、当社および当社グループ会社の取締役として長年に亘り経営に携わっており、当社グループの事業分野における豊富な経験と幅広い知見を有していることから、経営戦略・事業計画の推進、当社グループの経営全般の統括などを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 柳沢 一紀氏は、当社および当社グループ会社の取締役として培った当社グループの事業分野における豊富な経験と幅広い知見を、当社の事業運営体制の強化に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
  - (3) 川崎 工三氏は、当社において人事・労務管理業務および子会社管理業務に長年に亘り携わっており、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を、当社の経営管理体制の強化に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
  - (4) 竹田 陽一氏は、当社および当社グループ会社の取締役として培った当社グループの事業分野における豊富な経験と幅広い知見を、当社の事業運営体制の強化に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | ※<br>わかお かずふみ<br>若尾 一史<br>(昭和47年4月10日生) | 平成11年9月 有限会社若尾商事入社<br>平成14年1月 ソフトウェアメインテナンス株式会社<br>(現 株式会社エス・エム・シー) 入社<br>平成14年11月 当社転籍<br>平成19年1月 当社関連企業部長<br>平成20年4月 当社ビジネスパートナー部長<br>平成25年4月 有限会社若尾商事代表取締役社長（現任）<br>平成25年8月 当社経理部マネージャー<br>平成26年1月 当社執行役員関連企業部長、管理企画室マネージャー<br>平成27年1月 当社執行役員管理企画室長、関連企業部長（現任）<br><br>[重要な兼職の状況]<br>有限会社若尾商事代表取締役社長 | 135,500 株          |
| 2     | ほのかみ さとる<br>細上 諭<br>(昭和27年1月8日生)        | 昭和51年4月 大和證券株式会社入社 大和コンピューターサービス出向<br>平成6年4月 株式会社大和総研情報システム開発部長<br>平成15年6月 株式会社大和総研執行役員<br>平成18年4月 株式会社大和総研常務執行役員<br>平成20年4月 株式会社大和総研専務取締役<br>平成24年3月 株式会社大和総研顧問、ファイティック<br>フォース株式会社代表取締役<br>平成25年3月 当社社外監査役（現任）                                                                                       | - 株                |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3     | たしばな かおる<br>橘 薫<br>(昭和24年11月12日生)  | 昭和59年9月 第二電電企画株式会社（現 KDDI株式会社）入社<br>平成7年6月 第二電電株式会社（現 KDDI株式会社）取締役<br>平成12年6月 第二電電株式会社（現 KDDI株式会社）常務取締役<br>平成12年10月 株式会社ディーディーアイ（現 KDDI株式会社）常務取締役<br>平成13年6月 KDDI株式会社執行役員常務<br>平成16年11月 株式会社KDDIネットワーク&ソリューションズ代表取締役副社長<br>平成17年12月 株式会社KDDIテクニカルエンジニアリングサービス（現 KDDIエンジニアリング株式会社）常勤監査役<br>平成24年6月 KDDI株式会社顧問<br>平成25年3月 当社社外監査役（現任）<br>平成27年5月 公益社団法人東京都山岳連盟理事（現任） | - 株                |
| 4     | ふじのき きよし<br>藤ノ木 清<br>(昭和23年2月15日生) | 昭和62年8月 サンワ・等松青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）社員<br>平成5年10月 公認会計士藤ノ木事務所所長（現任）<br>平成7年3月 中央化学株式会社社外監査役<br>平成7年7月 監査法人ブレインワーク代表社員<br>平成12年6月 株式会社サービスウェア・コーポレーション社外監査役、株式会社松屋フーズ社外監査役（現任）<br>平成20年3月 中央化学株式会社取締役<br>平成21年3月 中央化学株式会社取締役専務執行役員<br>平成25年3月 当社社外監査役（現任）                                                                                                           | - 株                |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 若尾 一史氏は、当社株式1,200,700株（持株比率23.51%）を保有する有限会社若尾商事の代表取締役社長を務めております。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 細上 諭、橘 薫、藤ノ木 清の3氏は、社外取締役の候補者であります。
4. 取締役候補者・社外取締役候補者とした理由について
- (1) 若尾 一史氏は、当社の執行役員および他法人の取締役として培った豊富な経験と幅広い知見、ならびに大株主としての企業経営に関する俯瞰的な視野を有しており、主に大株主としての視点からの経営全般の監視と有効な助言を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 細上 諭氏は、他法人の取締役として長年に亘り経営に携わっており、またIT分野における豊富な経験と幅広い知見を有していることから、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (3) 橘 薫氏は、他法人の取締役および監査役を歴任されており、情報通信業における豊富な経験と幅広い知見を有していることから、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - (4) 藤ノ木 清氏は、他法人の取締役および監査役として培った豊富な経験、ならびに公認会計士としての会計監査業務に関する幅広い知見を、当社の監査体制の強化に活かせるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 細上 諭、橘 薫、藤ノ木 清の3氏は、現在、当社の社外監査役ですが、監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
  6. 細上 諭氏は、平成24年3月まで株式会社大和総研の専務取締役、また平成25年3月まで同社の顧問を務めておりました。
  7. 当社と細上 諭、橘 薫、藤ノ木 清の3氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、3氏の選任が承認可決された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。さらに、若尾 一史氏が選任された場合には、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
  8. 当社は、藤ノ木 清氏を東京証券取引所に独立役員として届け出しており、同氏が選任された場合は、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、橘 薫氏が選任された場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

## **第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成9年3月28日開催の第27期定期株主総会において、年額200,000千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は4名であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されると、4名となります。

なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力を発生するものといたします。

## **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額35,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されると、4名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査役太田 道也氏は本総会終結の時をもって任期満了により退任します。つきましては、同氏に対し、その在任中の勞に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名                 | 略歴                  |
|--------------------|---------------------|
| おおた みちや<br>太 田 道 也 | 平成26年3月 当社常勤監査役（現任） |

以上

メモ

## 株主総会会場ご案内図

J R 山手線・都営地下鉄浅草線・東急池上線

五反田駅下車 徒歩約 5 分

## 株式会社アイ・エス・ビー

〒141-0032

東京都品川区大崎五丁目 1 番11号 住友生命五反田ビル 3 階

T E L 03-3490-1761 F A X 03-3490-7718

